

令和5年第4回片品村議会定例会会議録第1号

議事日程 第1号

令和5年9月7日（木曜日）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議員派遣
- 日程第 5 議案第38号 片品村犯罪被害者等支援条例の制定について
- 日程第 6 議案第39号 片品村簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について
- 日程第 7 議案第40号 片品村下水道事業の設置等に関する条例の制定について
- 日程第 8 議案第41号 片品村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第42号 片品村営スノーパル・オグナほたか施設利用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第43号 利根沼田地域定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定について
- 日程第11 認定第 1号 令和4年度片品村一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第 2号 令和4年度片品村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第 3号 令和4年度片品村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第 4号 令和4年度片品村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第 5号 令和4年度片品村下水道事業等特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第 6号 令和4年度片品村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 報告第 6号 財政の健全化判断比率等について
- 日程第18 報告第 7号 片品村振興公社株式会社の経営状況の報告について
- 日程第19 議案第44号 令和5年度片品村一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第20 議案第45号 令和5年度片品村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第21 議案第46号 令和5年度片品村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第22 議案第47号 令和5年度片品村介護保険特別会計補正予算（第1号）につ

- いて
- 日程第 2 3 議案第 4 8 号 令和 5 年度片品村下水道事業等特別会計補正予算（第 1 号）
について
- 日程第 2 4 議案第 4 9 号 令和 5 年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
について
- 日程第 2 5 選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
- 日程第 2 6 むらづくりに対する特別委員会委員の選任について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議員派遣
- 日程第 5 議案第 3 8 号 片品村犯罪被害者等支援条例の制定について
- 日程第 6 議案第 3 9 号 片品村簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 4 0 号 片品村下水道事業の設置等に関する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 4 1 号 片品村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
について
- 日程第 9 議案第 4 2 号 片品村営スノーパル・オグナほたか施設利用料徴収条例の一
部を改正する条例について
- 日程第 1 0 議案第 4 3 号 利根沼田地域定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更す
る協定について
- 日程第 1 1 認定第 1 号 令和 4 年度片品村一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 2 認定第 2 号 令和 4 年度片品村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定
について
- 日程第 1 3 認定第 3 号 令和 4 年度片品村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定
について
- 日程第 1 4 認定第 4 号 令和 4 年度片品村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定につ
いて
- 日程第 1 5 認定第 5 号 令和 4 年度片品村下水道事業等特別会計歳入歳出決算の認定
について
- 日程第 1 6 認定第 6 号 令和 4 年度片品村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認
定について
- 日程第 1 7 報告第 6 号 財政の健全化判断比率等について
- 日程第 1 8 報告第 7 号 片品村振興公社株式会社の経営状況の報告について
- 日程第 1 9 議案第 4 4 号 令和 5 年度片品村一般会計補正予算（第 3 号）について

- 日程第20 議案第45号 令和5年度片品村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
について
- 日程第21 議案第46号 令和5年度片品村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
について
- 日程第22 議案第47号 令和5年度片品村介護保険特別会計補正予算（第1号）につ
いて
- 日程第23 議案第48号 令和5年度片品村下水道事業等特別会計補正予算（第1号）
について
- 日程第24 議案第49号 令和5年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
について
- 日程第25 選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
- 日程第26 むらづくりに対する特別委員会委員の選任について

会議録1号用紙

片品村議会会議録		第 1 日
令和 5 年 9 月 7 日		
出席議員 12 名	欠席議員 名	欠員 名
第 1 番	小林 政彦	(出 席)
第 2 番	小柳 紀一	(出 席)
第 3 番	萩原 和典	(出 席)
第 4 番	萩原 正信	(出 席)
第 5 番	狩野 孝夫	(出 席)
第 6 番	北澤 佳子	(出 席)
第 7 番	星野 吉弥	(出 席)
第 8 番	千明 勉	(出 席)
第 9 番	後藤 眞平	(出 席)
第 10 番	高山 悦夫	(出 席)
第 11 番	星野 栄二	(出 席)
第 12 番	飯塚 美明	(出 席)

説明のために出席した者の職氏名

村	長	梅	澤	志	洋				
副	村	長	金	子	賢	司			
教	育	長	萩	原	明	富			
総	務	課	長	梅	澤	康	明		
住	民	課	長	金	子	小	百	合	
保	健	福	祉	課	長	川	田	貴	広
農	林	建	設	課	長	中	村	学	
むらづくり	観	光	課	長	狩	野	久	良	
教育委員会	事	務	局	長	星	野	孝	行	
会	計	管	理	者	星	野	照	子	

事務局職員出席者

事	務	局	長	大	竹	篤	保
主	査	戸	丸	徳	子		

議長（萩原正信君） ただいまから、令和5年第4回片品村議会定例会を開会します。
本日の会議を開きます。

午前10時00分 開会

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（萩原正信君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、8番 千明勉君及び9番
後藤眞平君を指名します。

日程第2 会期の決定

議長（萩原正信君） 日程第2、会期の決定の件を議題にします。
お諮りします。
本定例会の会期は、本日から9月15日までの9日間にしたいと思います。
ご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原正信君） 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日から9月15日までの9日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告

議長（萩原正信君） 日程第3、諸般の報告を行います。
議員派遣の件を報告します。
会議規則第129条第1項ただし書の規定により、お手元に配付してあります派遣報告
書のとおり議員を派遣しましたので、ご報告いたします。
これで諸般の報告を終わります。

日程第4 議員派遣

議長（萩原正信君） 日程第4、議員派遣の件を議題とします。
お諮りします。
議員派遣の件については、会議規則第129条の規定により、お手元に配付の議員派遣
書のとおり派遣することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(萩原正信君) 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、議員派遣書のとおり派遣することに決定しました。

次に、お諮りします。

ただいま決定された議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取扱いを議長に一任したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(萩原正信君) 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取扱いを議長に一任することに決定いたしました。

日程第5 議案第38号 片品村犯罪被害者等支援条例の制定について

議長(萩原正信君) 日程第5、議案第38号 片品村犯罪被害者等支援条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長(梅澤志洋君) 議長。

議長(萩原正信君) 村長。

村長(梅澤志洋君) 村長。

議案第38号 片品村犯罪被害者等支援条例の制定について、提案の説明を申し上げます。

この条例は、犯罪被害者等の支援のために必要な事項を定め、犯罪被害者等が受けた被害の早期回復または軽減の権利利益の保護を図り、村民が安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とした条例の制定をお願いするものでございます。

なお、詳細につきましては担当課長に説明させますので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長(萩原正信君) なお、詳細な説明を求めます。

総務課長、梅澤康明君。

総務課長（梅澤康明君） はい、総務課長。
（詳細説明）

議長（萩原正信君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原正信君） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。
（発言する者なし）

議長（萩原正信君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。
（発言する者なし）

議長（萩原正信君） これで討論を終わります。
これから、議案第38号 片品村犯罪被害者等支援条例の制定についてを採決します。
お諮りします。
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原正信君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第38号 片品村犯罪被害者等支援条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第39号 片品村簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について

議長（萩原正信君） 日程第6、議案第39号 片品村簡易水道事業の設置等に関する条例の制定についてを議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（萩原正信君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

議案第39号 片品村簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について、提案の説明を申し上げます。

現在の片品村簡易水道特別会計は、令和6年4月1日から地方公営企業法の適用となるため、それに伴い条例の制定をお願いするものでございます。

なお、詳細につきましては担当課長に説明させますので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長（萩原正信君） なお、詳細な説明を求めます。

農林建設課長、中村学君。

農林建設課長（中村 学君） はい、農林建設課長。

（詳細説明）

議長（萩原正信君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原正信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（萩原正信君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（萩原正信君） これで討論を終わります。

これから、議案第39号 片品村簡易水道事業の設置等に関する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原正信君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号 片品村簡易水道事業の設置等に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第40号 片品村下水道事業の設置等に関する条例の制定について

議長（萩原正信君） 日程第7、議案第40号 片品村下水道事業の設置等に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（萩原正信君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

議案第40号 片品村下水道事業の設置等に関する条例の制定について、提案の説明を申し上げます。

現在の片品村下水道事業等特別会計は、令和6年4月1日から地方公営企業法の適用となるため、それに伴い条例の制定をお願いするものでございます。

なお、詳細につきましては担当課長に説明させますので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長（萩原正信君） なお、詳細な説明を求めます。

農林建設課長、中村学君。

農林建設課長（中村 学君） はい、農林建設課長。

（詳細説明）

議長（萩原正信君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原正信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（萩原正信君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(発言する者なし)

議長（萩原正信君） これで討論を終わります。

これから、議案第40号 片品村下水道事業の設置等に関する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（萩原正信君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号 片品村下水道事業の設置等に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第41号 片品村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について

議長（萩原正信君） 日程第8、議案第41号 片品村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（萩原正信君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

議案第41号 片品村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、令和5年4月1日から村の独自施策として、福祉医療費支給対象者を高校生世代まで引き上げましたが、現物給付を開始するための準備が整ったため、条例の一部改正をお願いするものでございます。

なお、附則につきましては、施行期日を定めるもので、令和5年10月1日から施行するものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長（萩原正信君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(萩原正信君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(発言する者なし)

議長(萩原正信君) 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(発言する者なし)

議長(萩原正信君) これで討論を終わります。

これから、議案第41号 片品村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(萩原正信君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号 片品村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第42号 片品村営スノーパル・オグナほたか施設利用料徴収条例の一部を改正する条例について

議長(萩原正信君) 日程第9、議案第42号 片品村営スノーパル・オグナほたか施設利用料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長(梅澤志洋君) 議長。

議長(萩原正信君) 村長。

村長(梅澤志洋君) 村長。

議案第42号 片品村営スノーパル・オグナほたか施設利用料徴収条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、原油価格高騰により電気料金及び燃料代が値上がりしていることと、最低賃金の引上げにより人件費の増額が見込まれるため、経費節減を強化しても影響は避けられず、今後運営を維持していく上で、リフト料金の値上げをせざるを得ないため、条例の一部改正をお願いするものでございます。

なお、附則につきましては、施行期日を定めるもので、公布の日から施行するものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長（萩原正信君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原正信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（萩原正信君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（萩原正信君） これで討論を終わります。

これから、議案第42号 片品村営スノーパル・オグナほたか施設利用料徴収条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原正信君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号 片品村営スノーパル・オグナほたか施設利用料徴収条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第43号 利根沼田地域定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定について

議長（萩原正信君） 日程第10、議案第43号 利根沼田地域定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。
村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（萩原正信君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

議案第43号 利根沼田地域定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定について、提案の説明を申し上げます。

今回の協定は、令和2年に締結いたしました定住自立圏形成協定の生活機能の強化に係る政策分野について、周産期医療をはじめ圏域内における地域医療体制の維持・充実のため、病院等に対し維持費などの支援を行える内容を加えるため、本協定の一部変更につきまして議決をお願いするものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長（萩原正信君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原正信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（萩原正信君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（萩原正信君） これで討論を終わります。

これから、議案第43号 利根沼田地域定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原正信君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号 利根沼田地域定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定については、原案のとおり可決されました。

-
- 日程第11 認定第1号 令和4年度片品村一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第12 認定第2号 令和4年度片品村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第13 認定第3号 令和4年度片品村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第14 認定第4号 令和4年度片品村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第15 認定第5号 令和4年度片品村下水道事業等特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第16 認定第6号 令和4年度片品村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

議長（萩原正信君） 日程第11、認定第1号 令和4年度片品村一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第16、認定第6号 令和4年度片品村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての以上6件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（萩原正信君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

認定第1号から認定第6号までの令和4年度片品村一般会計及び各特別会計の決算について、提案の説明を申し上げます。

認定第1号 令和4年度片品村一般会計歳入歳出決算の認定について、提案の説明を申し上げます。

歳入総額46億2,143万322円、歳出総額42億5,593万1,304円、差引残額3億6,549万9,018円について、決算の認定をお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、村税6億6,318万4,325円で全体の14.4%、地方交付税23億1,154万9,000円、50%、国庫支出金3億3,107万1,798円、7.2%、県支出金2億1,480万3,132円、4.6%、繰入金6,591万6,218円、1.4%、繰越金3億450万8,607円、6.6%、村

債2億5,360万円、5.5%であります。

歳出の主なものにつきましては、新型コロナウイルス特別対策事業1億2,495万209円、新型コロナウイルスワクチン集団接種を含む予防接種事業4,014万210円、橋梁整備費が明許繰越分を合わせて1億5,450万2,500円、観光振興事業が明許繰越分を合わせて1億399万2,965円、特別会計への繰出金3億4,516万9,826円、利根東部衛生施設組合負担金9,980万円、利根沼田広域市町村圏振興整備組合負担金1億7,609万円、地方債の償還金が元金と利子合わせて5億6,439万9,226円であります。

また、令和4年度末の地方債借入残高は44億8,080万6,156円で、前年度末に比べ1億9,669万8,245円の減であります。

歳入歳出差引残額から翌年度へ繰り越すべき財源としての繰越明許費1,772万4,000円と財政調整基金への積立て1億8,000万円を差し引いた額1億6,777万5,018円は、令和5年度へ繰越しをさせていただきます。

なお、詳細につきましては担当課長に説明させていただきますので、ご審議の上、ご認定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

認定第2号 令和4年度片品村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、提案の説明を申し上げます。

歳入総額6億8,569万5,936円、歳出総額6億7,124万3,700円、差引残額1,445万2,236円について、決算の認定をお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、国民健康保険税1億4,772万9,444円で全体の21.5%、県支出金4億5,468万7,530円、66.3%、繰入金6,592万7,000円、9.6%であります。

歳出の主なものにつきましては、保険給付費4億4,086万5,258円で全体の65.7%、国民健康保険事業納付金2億65万3,311円、29.9%、保健事業費1,461万336円、2.1%であります。

歳入歳出差引残額から国民健康保険基金への積立て730万円を差し引いた額715万2,236円は、令和5年度へ繰越しさせていただきます。

なお、詳細につきましては担当課長に説明させていただきますので、ご審議の上、ご認定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

認定第3号 令和4年度片品村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、提案の説明を申し上げます。

歳入総額1億2,184万2,811円、歳出総額1億1,148万1,981円、差引残額1,036万830円について、決算の認定をお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、使用料及び手数料4,810万1,700円で全体の39.5%、村債2,880万円で23.6%でございます。

歳出につきましては、総務費3,368万3,730円で全体の30.2%、施設費5,925万9,332円で53.2%、公債費1,853万8,919円で16.6%でござ

ございます。

また、令和4年度末現在の地方債借入残額は、2億1,608万3,884円となっています。

歳入歳出差引残額のうち520万円を簡易水道事業基金へ繰り入れ、516万830円を令和5年度へ繰越しをさせていただきます。

なお、詳細につきましては担当課長に説明させていただきますので、ご審議の上、ご認定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

認定第4号 令和4年度片品村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、提案の説明を申し上げます。

歳入総額6億4,033万2,330円、歳出総額6億1,132万389円、差引残額2,901万1,941円について、決算の認定をお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、保険料1億2,126万4,600円で全体の18.9%、国庫支出金1億5,348万9,394円、24.0%、支払基金交付金1億5,341万2,011円、24.0%、県支出金9,180万9,000円、14.3%、繰入金1億534万3,400円、16.5%であります。

歳出の主なものにつきましては、保険給付費5億6,282万1,651円で、全体の92.1%であります。

歳入歳出差引残額から介護給付費準備基金への積立て1,460万円を差し引いた額1,441万1,941円は、令和5年度へ繰越しをさせていただきます。

なお、詳細につきましては担当課長に説明させていただきますので、ご審議の上、ご認定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

認定第5号 令和4年度片品村下水道事業等特別会計歳入歳出決算の認定について、提案の説明を申し上げます。

歳入総額4億6,216万5,569円、歳出総額4億2,302万4,163円、差引残額3,914万1,406円について、決算の認定をお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、村債1億8,710万円で全体の40.5%、使用料及び手数料1,638万4,500円で3.6%でございます。

歳出の主なものにつきましては、建設費3億2,498万4,855円で全体の76.8%、総務費4,441万1,260円で10.5%、公債費2,901万2,605円で6.9%でございます。

また、令和4年度末現在の地方債借入残額は、4億4,245万6,640円となっています。

歳入歳出差引残額から翌年度へ繰り越すべき財源として繰越明許費2,878万6,000円を差し引いた額1,035万5,406円を、令和5年度へ繰越しをさせていただきます。

なお、詳細につきましては担当課長に説明させていただきますので、ご審議の上、ご認定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

認定第6号 令和4年度片品村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、提案の説明を申し上げます。

歳入総額6,428万3,905円、歳出総額6,419万4,742円、差引残額8万9,163円について、決算の認定をお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、後期高齢者医療保険料3,844万7,700円で全体の59.8%、繰入金2,166万426円、33.7%であります。

歳出の主なものにつきましては、総務費548万1,839円で全体の8.5%、後期高齢者医療広域連合納付金5,846万9,621円、91.1%であります。

歳入歳出差引残額の8万9,163円は、令和5年度へ繰越しをさせていただきます。

なお、詳細につきましては担当課長に説明させますので、ご審議の上、ご認定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（萩原正信君） 提案理由の説明が終わりました。

この決算については、監査委員の審査が行われております。

ここで、決算審査結果の報告を求めます。

代表監査委員 千明道太君。

代表監査委員（千明道太君） はい、代表監査委員。

議長（萩原正信君） 代表監査委員。

代表監査委員（千明道太君） 命によりまして、決算審査の報告をさせていただきます。

なお、お手元に配付してあります意見書に基づいて、一般会計と5つの特別会計決算の審査報告を申し上げます。

地方自治法第233条第2項の規定により、去る令和5年8月22日、役場2階相談室において、星野監査委員と2人で、令和4年度一般会計及び5つの特別会計の歳入歳出決算並びに関係諸帳簿、書類を審査いたしました。

その意見については、次のとおりであります。

審査の結果といたしまして、各会計とも予算額、執行命令、収入支出額、出納関係帳票及び関係書類等照査の上、審査を実施いたしました。審査に当たっては、決算は的確であるか、計数に誤りはないか、予算の執行は計画的にかつ効率的に行われているか、財政運営は健全か、事業の成果は上がっているかなどについて審査を行いました。

その結果、計数は正確であり、帳簿類はよく整備され、適切な事務処理と適正で健全な運営がなされ、事業の成果も上がっているものと認めました。

次に、各会計の総括について申し上げます。

なお、意見書に記載してあります収支決算額等の朗読は省略させていただきます。

まず、一般会計についてですが、歳入歳出差引額は3億6,549万9,018円で、

翌年度へ繰り越すべき財源は1,772万4,000円であるため、実質収支額は3億4,777万5,018円で、さらに基金繰入れを1億8,000万円行っているため、翌年度への繰越額は1億6,777万5,018円となりました。

予算額のうち、林道仁加又線調査設計委託ほか計5件の事業については、総額1億8,309万8,000円が翌年度に繰越しされました。

村税の収入については、6億6,318万4,325円で、昨年度より1億1,154万4,972円の増収となっています。

村民税が269万835円の減収でありましたが、固定資産税が1億1,085万7,411円の大幅な増収、軽自動車税が139万6,400円の増収、村たばこ税が125万7,646円の増収となっています。

地方交付税については、23億1,154万9,000万円で、前年度より270万9,000円の増収となっており、歳入総額の50.0%を占めています。

国庫支出金については、3億3,107万1,798円で、1億1,323万301円の大幅な減収でした。

県支出金については、2億1,480万3,132円で、3,547万4,628円の増収となりました。

村債として2億5,360万円を借入れ、細工屋橋橋梁長寿命化対策工事、県営牛の平地区水利施設保全高度化事業、片品村保育所改築工事、ほたか牧場キャンプ場グランピング施設整備工事などのハード事業の他、スクールバス管理運営などのソフト事業にも充当されています。

当年度は、村税が予算額に対して多かったことや、観光施設の事業収入やふるさと納税をはじめとする寄附金などが見込みよりも多かったこと、前年度繰越金が非常に多かったことなどにより、歳入が多くなっています。

なお、令和4年度末の村債未償還元金現在高は44億8,080万6,156円であり、3月末の基金残高は28億8,266万4,327円となっています。

次に、財政の推移であります。3か年の状況を表にして記載してありますので、参考にさせていただきたいと思っております。

財政運営の状況ですが、事務事業の見直しや経費の削減などに取り組み、堅実な運営が執行されています。

村税の歳入については、収入済額では前年度より1億1,154万4,972円の増収となっています。収納率は83.7%であり、前年度より2.7ポイントの増となっていますが、収入未済額は1億2,840万790円と、前年度より506万7,972円の増となっています。

なお、村税収納率調べを載せておきましたので、ご覧ください。

また、引き続き早期の滞納整理など適切な処理を行い、自主財源の確保を切望します。

厳しい財政状況の中、また限られた予算の範囲で、継続事業や住民生活に密着した事業に加え、アフターコロナを見据えた観光施設の整備事業や、前年度に引き続き、当年度も

コロナウイルス感染症対策事業が行われております。今後も効率的で実効性のある予算執行に留意し、健全な財政運営の維持に努めてください。

次に、特別会計についての意見を申し上げます。

最初に、国民健康保険特別会計であります。差引額1,445万2,236円で、基金繰入れを730万円行ったため、715万2,236円が翌年度への繰越額であり、基金の決算年度末現在高は1億6,460万2,473円であります。

なお、出納整理期間中の取崩しが1,200万円あるため、実質の基金現在高は1億5,260万2,473円となっています。

国保税の収納率は82.2%であり、前年度より0.4ポイント高くなっていますが、引き続き滞納整理等を積極的に行い、自主財源の確保に向けてさらに努力をお願いします。

なお、療養諸費に対する1人当たりの保険者負担分は26万6,402円で、前年度より7,946円減少しています。

国民健康保険事業は医療行政の重要な役割を果たしていますが、被保険者の高齢化や医療の高度化、医薬品の高額化等による医療費の増大などにより、非常に厳しい運営が予想されています。国保会計の健全な運営のためには、被保険者の健康保持推進を図ることも重要な要素であります。片品村が行っている総合健診の受診や健康指導部門との連携等を図り、健康寿命の向上を目指して、健康片品のために尽力をお願いします。

次に、簡易水道事業特別会計です。

差引額1,036万830円で、このうち基金繰入れを520万円行ったため、516万830円が翌年度への繰越額であり、基金の決算年度末現在高は4,110万円であります。

なお、水道料の収納率は69.2%であり、前年度より5.5ポイント低くなっていますが、これからも堅実な運営を図るため、未収金の解消に特に努力をお願いします。

次に、介護保険特別会計です。

差引額が2,901万1,941円で、基金繰入れを1,460万円行ったため、翌年度への繰越額は1,441万1,941円で、基金の決算年度末現在高は1億5,248万4,003円あります。

高齢化がさらに進む中、引き続き高齢者に対する介護の問題が大きな課題となっています。要介護・要支援の認定は増加傾向にあり、今後も介護予防事業や医療と介護の連携を強化し、切れ目のない対応ができるよう本会計の安定化を図り、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく人生を全うできるよう、介護サービスの充実に努めていただきたいと思います。

次に、下水道事業等特別会計です。

差引額が3,914万1,406円で、翌年度へ繰り越すべき財源が2,878万6,000円あるため、1,035万5,406円が翌年度への繰越額であります。予算額のうち、農業集落排水施設建設及び下水道施設建設費、合わせて1億9,600万1,000円が翌年度に繰り越されています。

下水道事業会計の健全な運営には、下水道への加入推進を図り、使用料収入の増収が必要不可欠であります。加入率は65.9%で、前年度より1.1ポイントほど高くなりましたが、さらなる上積みに向け、適切な対応をお願いするものであります。

住民の生活環境の向上や村の自然環境保全、河川の水質保全の立場から、下水道事業区域外の整備計画も同時に進め、村全体の整備が進むことを望みます。

次に、後期高齢者医療特別会計です。

差引額8万9,163円が翌年度への繰越額であります。

令和5年3月末現在の被保険者は884人で、被保険者の適切な医療確保を図るため、引き続き迅速かつ適正な各種医療給付の実施に努め、健康の保持増進を図るための保健事業を実施してください。

なお、令和3年度及び令和4年度における5特別会計への一般会計からの繰入金状況の表を記載しておきましたので、参考としてください。

最後に、結論としまして、一般会計及び特別会計の決算は正しく、証拠書類もよく整理され、会計経理は適正であり、おおむね良好と認めます。

財政については、令和4年度片品村健全化判断比率等について、決算審査後審査を行い、片品村のそれぞれの比率については早期健全化基準には該当せず、良好な比率となっているため、健全な財政であるといえます。

また、自主財源に乏しい厳しい財政状況の中ではありますが、村道の改良や維持・修繕、県営牛の平地区水利施設保全高度化事業など、むらづくりの基礎となる事業の推進を図るとともに、子どもから高齢者までの福祉事業や総合健診、予防接種等の健康衛生事業、前年度に引き続いて数多くのコロナウイルス感染症対策事業を実施するなど、村民に密着した事業が行われたことは、村民の生活や福祉の向上に貢献したものと考えます。

歳入における村税・公共料金などの収入未済額の処理は、所管課により適切に処理していただいているところではありますが、村税や公共料金などの収入未済については、負担の公平性に対する重要性を認識し、滞納の解消に向けた積極的な取組について、さらに努力をしてください。

村当局として毅然とした厳しい対処により、村民間の公平と財源の確保に努めることが、今後ますます厳しさを増すと予想される財政運営の上からも強く望まれます。

観光事業については、ほたか牧場観光施設とスノーパル・オグナほたかスキー場事業を、これまでと同様に指定管理者により運営を行っていますが、道の駅尾瀬かたしなも含め、特にコロナ禍の厳しい状況下においては、良好な成果が見られたと言えます。

今後も、指定管理者をはじめとする関係各位と連絡や協議を密にいただき、ほたか牧場キャンプ場グランピング施設に代表されるよう、アフターコロナに向けた新しい取組を行いながら、引き続き努力をお願いします。

地方分権と行財政改革、人口減少及び少子高齢化への対応や住民福祉の拡充など、様々な行政課題が山積する中でありますが、住民のニーズを速やかに把握するとともに、計画的かつ効率的な行財政の運営と安定した事業計画の立案に心がけ、住民福祉の向上や明る

く活気あるむらづくりのための施策を望むものであります。

また、役場職員個々の資質向上を図り、厳しい時代だからこそ、住民の期待に応える行政執行がなされるよう、一層の努力を希望します。

本決算処理完結のため、事務執行に尽力された各位に深く敬意を表し、報告といたします。

議長（萩原正信君） 監査委員の報告が終わりましたので、これから報告についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原正信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

認定第1号から認定第6号までの質疑以降については、後日の本会議において審議します。

日程第17 報告第6号 財政の健全化判断比率等について

議長（萩原正信君） 日程第17、報告第6号 財政の健全化判断比率等についてを議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（萩原正信君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

報告第6号 財政の健全化判断比率等について、提案の説明を申し上げます。

平成19年6月に施行された地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、関係書類を提出し、報告するものでございます。

まず、健全化判断比率の状況ですが、一般会計の実質赤字比率及び特別会計を含めた連結実質赤字比率につきましては、赤字がないため、比率は算出されませんでした。

実質公債費比率につきましては5.5%で、将来負担比率につきましては算出されませんでした。

次に、公営企業会計の資金不足比率の状況ですが、全ての会計に資金不足はありませんでしたので、資金不足比率は算出されませんでした。

今回提出した関係書類につきましては、令和5年8月22日に片品村監査委員による審査を受け、内容の認定をいただいたことを申し添え、ご報告といたします。

議長（萩原正信君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原正信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で報告を終わります。

日程第18 報告第7号 片品村振興公社株式会社の経営状況の報告について

議長（萩原正信君） 日程第18、報告第7号 片品村振興公社株式会社の経営状況の報告についてを議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

村長、梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（萩原正信君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

報告第7号 片品村振興公社株式会社の経営状況に関する書類の提出について、ご報告申し上げます。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、法人の経営状況等に関する関係書類を提出し、ご報告申し上げますのでございます。

今回提出した関係書類につきましては、令和5年6月22日開催の監査役監査において承認をいただいておりますことを申し添え、ご報告といたします。

議長（萩原正信君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原正信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で報告を終わります。

-
- 日程第19 議案第44号 令和5年度片品村一般会計補正予算（第3号）について
日程第20 議案第45号 令和5年度片品村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
について
日程第21 議案第46号 令和5年度片品村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
について
日程第22 議案第47号 令和5年度片品村介護保険特別会計補正予算（第1号）につ
いて
日程第23 議案第48号 令和5年度片品村下水道事業等特別会計補正予算（第1号）
について
日程第24 議案第49号 令和5年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
について

議長（萩原正信君） 日程第19、議案第44号 令和5年度片品村一般会計補正予算（第3号）についてから日程第24、議案第49号 令和5年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてまでの以上6件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長、梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（萩原正信君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

議案第44号から議案第49号までの令和5年度片品村一般会計及び各特別会計の補正予算について、提案の説明を申し上げます。

議案第44号 令和5年度片品村一般会計補正予算（第3号）について、提案の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億9,668万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億9,995万円にお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、地方交付税、国庫支出金、前年度繰越金等の増額及び村債の減額であります。

歳出につきましては、総務費、衛生費、商工費、土木費等の増額で、地域通貨を活用した生活支援対策事業、インバウンド誘客やバーチャルコンテンツの造成など、観光再始動に向けた事業等が主なものであります。

なお、詳細につきましては担当課長に説明させますので、ご審議のほど、よろしくお願

い申し上げます。

議案第45号 令和5年度片品村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、提案の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ696万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億3,596万5,000円にお願いするものでございます。

歳入につきましては、繰入金、繰越金及び諸収入の増額であります。

歳出につきましては、国民健康保険事業納付金及び諸支出金の増額であります。

なお、詳細につきましては担当課長に説明させますので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議案第46号 令和5年度片品村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、提案の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ416万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,626万円にお願いするものでございます。

歳入につきましては、繰越金の増額であります。

歳出につきましては、施設費の増額であります。

なお、詳細につきましては担当課長に説明させますので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議案第47号 令和5年度片品村介護保険特別会計補正予算（第1号）について、提案の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,094万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億6,588万3,000円にお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、繰越金の増額であります。

歳出の主なものにつきましては、基金積立金の増額であります。

なお、詳細につきましては担当課長に説明させますので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議案第48号 令和5年度片品村下水道事業等特別会計補正予算（第1号）について、提案の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ935万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,191万円にお願いするものでございます。

歳入につきましては、繰越金の増額であります。

歳出につきましては、建設費の増額であります。

なお、詳細につきましては担当課長に説明させますので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議案第49号 令和5年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、提案の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10万円を追加し、歳入歳出予算の総額

を歳入歳出それぞれ6,861万7,000円にお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、後期高齢者医療保険料の増額及び繰越金の減額であります。

歳出につきましては、諸支出金の増額であります。

なお、詳細につきましては担当課長に説明させますので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長（萩原正信君） 議案第44号から議案第49号までの質疑以降については、後日の本会議において審議します。

日程第25 選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

議長（萩原正信君） 日程第25、選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原正信君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原正信君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員会委員に、摺淵、星野敏男君、東小川、宮田康弘君、土出、萩原清彦君、鎌田、田村利夫君、補充員に、越本、林宏史君、戸倉、萩原文夫君、御座入、星野行康君、花咲、星野泰三君、以上の方々を選挙管理委員会委員及び補充員に指名します。

なお、補充員の補充の順序は、指名の順序のとおりとしたいと思っております。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました方々を当選人に定めること及び補充員の補充の順序について、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原正信君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました星野敏男君、宮田康弘君、萩原清彦君、田村利夫君が選挙管理委員会委員に、林宏史君、萩原文夫君、星野行康君、星野泰三君が補充員に当選されました。

なお、補充員の補充の順序は、指名の順序によることに決定しました。

日程第26 むらづくりに対する特別委員会委員の選任について

議長（萩原正信君） 日程第26、むらづくりに対する特別委員会委員の選任を行います。

むらづくりに対する特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、お手元にお配りした名簿のとおり指名いたします。

議長（萩原正信君） お諮りいたします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原正信君） 異議なしと認めます。

本日は、これで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

午前11時07分 延会